第 45 回ちょっといって講座

「共謀罪＋盗聴法＋秘密保護法で超監視社会がやってくる」

講師：永嶋靖久弁護士

日時：2016 年 11 月 18 日

ちょっといって講座実行委員会

宮下正一福井地方自治研究センター理事長

今日の共謀罪の話は、しばらく前は本格的論議になるということでしたが、国民の強い反対でトーンダウンしておりますが、今朝の新聞によりますと駆け付け警護は４７％が反対ですが、安倍政権は５０％の人が賛成するということです。このまま進んでいくと日本の国は戦前のような大変な時代になって行くのではと心配しております。残念ながら秘密保護法が通ってしまいましたが、共謀罪が国会を通ることのないようがんばっていきたいと思います。今日はよろしくお願いします。

永嶋靖久弁護士講演

第１　共謀罪法案はどんな法律案か

１　共謀罪法案はどのような経過をたどってきたか

共謀罪法案は、2003 年の衆議院解散で 1 回廃案になっています。2005 年衆議院解散で 2 回目の廃案、2009 年衆議院解散で 3 回目の廃案になっています。これほど繰り返し・繰り返し成立しない法案も珍しいのですが、それだけまたこれだけ国会に出てくるというのも珍しい法案です。2009 年廃案は民主党政権が出来た時で、その時の総選挙で民主党は共謀罪は作らないと公約していました。それが、また最近、動きだしました。今年 8 月 26 日の朝日新聞の朝刊が一面トップで「共謀罪要件変え新設案『テロ等準備罪』国会に提出検討」と報道しました。続けて全てのマスコミが同様の報道をしました。法務省は何も正式には発表していませんが、検討中のものとして与党議員の一部に流れたペーパーがあります。その内容とマスコミの報道が一致していて、マスコミはそのペーパーに基づいて報道したようです。『テロ等準備罪』と報道していますが、法務省が作ったと思われるそのペーパーには「テロ」という言葉はどこにもありません。「組織的犯罪集団に関わる実行的行為を伴う犯罪遂行の計画罪」という名称で、「準備罪」ですらないのです。「テロ等準備罪」ではないのです。初めからミスリードする報道です。法務省は何も公式発表しないで、アドバルーンを上げて世論の動きを見ているのです。

法務大臣が 9 月 15 日にアメリカのケネディ大使と会って、共謀罪を「秋の臨時国会に提出するかどうかは決まっていないが，提出できる環境をできるだけ早期に整備するよう努めていく」と話して、ケネディ大使は「アメリカとしても協力できることがあれば協力したい」と答えました。このようなやりとりを法務大臣とアメリカの大使がすること自体、不思議ですが、そのことがまた何の疑問もなしに報道されています。翌 16 日に菅官房長官が「臨時国会への提出予定はない。テロ防止の必要性は十分に認識」と記者会見しました。これについて、今国会はＴＰＰ法案を通さなければならず、共謀罪法案を出して国会が混乱しては困るので後回しにするが、次の通常国会には提出する、マスコミはそう解説しています。

２　共謀罪法案の内容はどのようのものか

共謀罪法案は、非常にシンプルな内容だけれど、ものすごい破壊力を持っている法案です。『組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律』という法律、組織的犯罪処罰法とか組織的犯罪対策法略して組対法というのですが、その第 6 条に「第 6 条の２」としてわずか数行の「組織的な犯罪の共謀」の条文を付け加えるだけです。

最初に出された２００３年提出の法案では次のような条文になっています。

次の各号に掲げる罪に当たる行為で，
団体の活動として，
当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を共謀した者は，
当該各号に定める刑に処する。
ただし，実行に着手する前に自首した者は，その刑を減軽し又は免除する。
①　　死刑・無期・長期 10 年を超える懲役 or 禁錮刑の罪　　5 年以下の懲役・禁錮
②　　長期 4 年～ 10 年の懲役 or 禁錮刑の罪　　2 年以下の懲役・禁錮
２　前項各号に掲げる罪に当たる行為で，第 3 条第 2 項に規定する目的で行われるものの遂行を共謀した者も，前項と同様とする。

この条文の意味を理解する前提としていくつか説明をします。まず、刑法というのは何をしたらどんな処罰がされるかという、犯罪と刑罰に関する基本を定めた法律です。例えば、刑法第 199 条 「人を殺した者は、死刑又は無期若しくは 5 年以上の懲役に処する。」、第 235 条 「他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。」、第 260 条 「他人の建造物又は艦船を損壊した者は、5 年以下の懲役に処する。よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。」という条文になっています。

このように日本の刑法では犯罪ごとに決められた刑罰は非常に幅があります。これこれの犯罪をすると懲役何年以上とか、何年以下とか、あるいは何年以上何年以下というような決め方になっているのです。この幅の中で裁判所が懲役何年と判決します。この刑法で決められた、刑罰の重い方、上限が長期です。「長期が 4 年を超える犯罪であって」というのは、例えば、「殺人」は死刑・無期若しくは 5 年以上、「窃盗」は 10 年以下、「建造物損壊」も 5 年以下ですから、どれも長期は 4 年を超えています。こういう長期 4 年を越える犯罪になる行為を、団体の活動として「当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を共謀した者」は共謀罪という犯罪をしたことになって処罰される、それが共謀罪法案です。長期 4 年を越えるという、その共謀をしたもとの犯罪が「死刑・無期・長期 10 年を超える懲役 or 禁錮刑の罪」の場合には「5 年以下の懲役・禁錮」に、「長期 4 年～ 10 年の懲役 or 禁錮刑の罪」の場合には「2 年以下の懲役・禁錮」にしますよということです。「ただし，実行に着手する前に自首した者は，その刑を減軽し又は免除する。」となっています。自首というのは、警察が知っていることを警察に言いに行っても自首にはなりませんから、共謀

した人の中で最初に警察に言いに行った人だけは刑が減軽または免除されます。
＜今年の夏の朝日の報道では＞
　当初政府案と今年年夏に報道された案を対比してみました。3 度も廃案になっていますが、その間何度か与党から、そして民主党からも修正案が出されています。今年の夏に報道されたものは与党の最終の修正案に近い内容です。

３　共謀罪ができると処罰はどう広がるか

(1)　犯罪の範囲はどう変わるか

①　現行刑法

　共謀罪という犯罪が新たにできるということは、今まで犯罪でなかったことが犯罪になるということです。今まで処罰されなかったことが処罰されるようになる、処罰の範囲が広がるということです。
　共謀の説明の前に、皆さんご存知でしょうが、「既遂」「未遂」の説明をしておきます。「既遂」は犯罪の実行に着手し、目的を遂げることです。例えば殺人の場合には人を殺す目的でピストルを撃って人を殺したということです。「未遂」は犯罪の実行に着手したが目的を遂げなかった場合です。人を殺す目的でピストルを撃ったが外れた、あるいは当たったけれど死ななかったということです。この「既遂」・「未遂」の前に「予備」というのがあり、人を殺すためにピストルを買うということです。犯罪をするための準備行為です。その「予備」の前に、「陰謀」あるいは「共謀」があります。2 人以上の人間が犯罪をする目的で相談する行為です。「陰謀」・「共謀」が処罰される場合、計画しただけで処罰されます。実際には何もしなくても計画だけで犯罪が成立することになります。後から、気が変わりました、何もしていませんといってもだめなのです。今の刑法は、処罰は「既遂」が原則です。結果が出てきて処罰するのが原則です。「未遂」は重い行為について例外的に処罰されます。その例外の例外が「予備」です。刑法では「殺人」・「強盗」・「誘拐」など本当に危険な行為に限っては未遂がなくても準備行為で処罰されます。さらに「例外」の「例外」の「例外」として、「陰謀」・「共謀」が処罰される犯罪もあります。刑法では「内乱」・「外患誘致」・「私戦」です。その他「陰謀罪」は破防法・自衛隊法などにあります。明治時代、帝国憲法ができるよりも前に制定されて今も有効な太政官布告の爆発物取締罰則とつい最近できた秘密保護法にも「共謀」だけで処罰する規定があり

ます。

このように共謀しただけで処罰されるのは、今までは本当にとても限定された犯罪の場合だけでしたが、現在狙われている共謀罪法案が成立すると、「予備」以前の段階の「陰謀」・「共謀」がとても広く処罰されるようになります。

例えば、公衆トイレの落書きは「建造物損壊罪」という犯罪です。東京で安倍晋三の悪口が公衆トイレに書かれていて警察が「建造物損壊」で捜査を始めたという報道がありました。ただ、現在の法律ではトイレの前にペンキを持って行って書こうかなと思っているだけでは「予備」か、せいぜい「未遂」なので犯罪ではありません。けれど、共謀罪ができると落書きしようと相談しただけで処罰されます。

②　処罰の対象となるのはどんな共謀か

法定刑が重いほうが 4 年を超える犯罪というのは最初に法案が出てきたときには 557 あったそうですが、2005 年頃で 619 あると言われていました。今は 700 近いと言われています。以前、国会で、法務省の役人が該当犯罪が増えましたと説明したのに対して、何が増えたのかと聞かれて答えられませんでした。共謀罪の条文を変えなくても、刑法などが改正されていろんな犯罪の刑の重さが重くなると共謀罪に該当する犯罪が自動的に増えていくシステムです。そうなってくると、法務省の役人ではないけれど、何が共謀罪として処罰されるのかそう簡単には分からない。

今の法律では殺人・強盗なら「既遂」・「未遂」・「予備」まで処罰されます。窃盗・詐欺だと「既遂」・「未遂」は処罰されますが、「予備」は処罰されません。盗みに入る道具を持っていても窃盗予備としては処罰されません。落書も落書き用のペンキを持っているだけでは処罰されません。ところが、共謀案が成立すると窃盗・詐欺は「予備」は処罰されないのに、「共謀」が処罰されます。建造物損壊は「未遂」も「予備」も処罰されないのに「共謀」が処罰されます。「未遂」・「予備」が犯罪にならないのに「共謀」は犯罪になって処罰されるのです。「共謀」だけで処罰されるようになる、これを独立処罰といいます。「既遂」で無罪になっても，「共謀」で有罪になるかもしれません。今の刑法では殺人の「既遂」で裁判を起こされ無罪になった場合には、殺人の「未遂」・「予備」で処罰されることはありません。ところが共謀罪ができれば、殺人の既遂で無罪になっても、殺人の「共謀」で有罪になる可能性が出てきます。ロス疑惑の三浦和義さんを思い浮かべてください。三浦さんは日本の裁判所で殺人の無罪が確定しました。しかし、その後、彼はサイパンで殺人「共謀」で逮捕されたのです。日本で無罪が確定しているので、米国の警察も殺人での令状請求はできませんでした。けれど、米国では殺人の共謀罪があるので殺人「共謀」で逮捕できたのです。日本でも共謀罪法案が成立すると、これと同じことが起きます。

話し合うだけでアウトになるというのはそういうことです。

（2）共謀罪の要件はどうなっているのか

①　「団体」が認められるのはどんな場合か

組織的犯罪集団など言われると自分たちと関係ないと思われるかもしれませんが、刑期４年以上の犯罪をする目的を持って何かしようと相談したら組織的犯罪集団と言われかねません。団体というのは継続的なものだと思われるかもしれませんが、共謀罪の団体は、今現にある団体でなくてもいいのです。これから継続すると認められれば該当します。「何かしようね」という約束した時点で団体と言われかねません。2 人、3 人でもアウトの可能性はあります。規約を作り血判状を回してという行為もいりません。内部的な任務分担はいるでしょうが、2 人で何かをしようとするときは必ず任務分担があることになるでしょう。団体あるいは内部的な任務分担というのは何の縛りにもなりません。

②　「共謀」が認められるのはどんな場合か

どういうことがあると共謀があったとされるのかですが、法務省 HP の「組織的な犯罪の共謀罪」に対する御懸念についてというところに、「具体的・現実的なものでないと共謀にはなりません」と書かれています。ただ、「何年何月何日」、「どこどこの場所で」、「誰々を」、「こういう方法で」、「お前と俺とでこういう役割分担して」、「殺そう」ということまで決まらないと具体的・現実的な共謀とはいえないのか。そうはならないと思います。「あいつを殺そう」と相談がまとまれば、十分、具体的・現実的な共謀になります。しかも、国会で法務省の役人は、アウンの呼吸の目配せで共謀は成立すると答弁しています(05/10/21 法務省答弁)。誰かが持ちかける、目と目が動く、そこに同席していた、それだけで共謀が成立する可能性があります。

③　「準備行為」とは何か

今年の夏の報道では準備行為が構成要件に加わるとされていましたが、それは法律的には間違いです。準備行為は、犯罪の構成要件ではありません。計画だけで犯罪は成立します。報道された「準備行為」というのは、裁判を受けて処罰するために誰かが何か準備することがいりますということなのです。準備行為について共謀はいりません。他の人が何を準備したか知らなくても、誰か 1 人が準備行為をすれば他の者は処罰されます。裁判所が共謀罪で処罰するためには、共謀があったと認めるためのものが何かいるだろう、それが準備行為だということです。どんな準備行為かはほかの人が知っている必要はありません。今の刑法では予備罪として処罰される場合、殺人の目的のためにピストルを買うとか、放火の目的でガソリンを買うとか、それ自体が相当程度危険な行為であることが想定されています。ところが、共謀罪でいう準備行為は共謀があったことを確認するためのものだから、それ自体が危険性を持つ必要はありません。何か、実行に向けた行為があればいい。相談した後に誰か 1 人がメモに残したとか、相談した後に ATM からお金を出したとか、労働組合が会議の後でみんなで「団結ガンバロー」と声を合わせたとか、そんなことが準備行為になるかもしれません。

夏の報道で「準備罪」と書いてありますが間違いです。準備行為を伴う犯罪遂行の計画罪なのです。犯罪になるのはあくまで「計画」です。準備罪ではなくて『計画罪』なのです。これもマスコミによるミスリードです。

（３）　具体的にどんな場合に共謀罪が成立するか

刑法という法律は 1 人で犯罪を実行することを想定して規定していますが、今度６条の2として共謀罪を新設しようという、組対法という法律では、組織により犯罪が実行されるとそうでない場合に比べて刑罰がだいたい５割増しになるということを決めています。組対法は沢山の人でやること自体が危険だという前提なのです。

で、刑法の規定では長期４年以上ではないけれど、組対法の適用で重くなって長期 4 年以上になるという犯罪がいくつかあります。例えば、業務妨害罪は刑法では３年以下の懲役で長期４年未満ですからこのままでは共謀罪の対象犯罪ではありませんが、これが組織により行われる場合、組対法によって組織的業務妨害罪として５年以下の懲役となり共謀罪の対象犯罪となります。

例えばマンションの反対運動で、建設業者は私たちの要求を全然聞いてくれない。座り込みで抗議しよう―となると組対法の組織的業務妨害の共謀罪になります。

大阪で、数年前、関電本社前で大勢の市民の抗議行動があり、業務妨害・公務執行妨害で逮捕された例があります。大阪の放射能ガレキの説明会での逮捕も業務妨害罪での逮捕でした。今までだと何か行動するとアウトだったのですが、これからは、何か行動する前に行動の相談をしてそれが組織的業務妨害の共謀罪と判断されるとアウトになります。高江のヘリパッド、辺野古を止めなければと相談するだけで組織的業務妨害の共謀罪になるでしょう。

労働組合を例にとれば、経営難のため、工場の安全対策経費を削減しようとする社長に対して、労働組合側が社長にその方針を撤回するよう求めにいくことにする。つい最近も仲間が事故にあった数人が熱くなり、社長が要求を呑むまではぜったい家に帰さないと息巻く。これも組織的犯罪処罰法の組織的監禁の共謀罪になります。

こういう例を挙げると、そんなことはない。普通の市民や労働組合に共謀罪は適用されない、と言う反論が返ってきそうですが、条文上は今挙げたような、ごく普通の労働組合や住民団体の活動に適用されることも否定できません。平沢勝栄さんが、10 年前の週刊金曜日に「つまるところ共謀罪の問題は、捜査当局を信用するかどうかと言うことだ」と書いています。けれど、法律というのはどんなにとんでもない役人が手にしても乱用できない法律でなければならないと思います。とくに市民を処罰しようという法律はそのはずです。大丈夫だから警察を信用してくれと言わざるを得ない法律は、そういう言い方をしなければならないということだけでアウトだと思います。

第２　改悪盗聴法・司法取引（2016 年刑事訴訟法改正）はどんな内容か

１　改悪された盗聴法はどんな内容か

法務省の HP には、「共謀罪が設けられると通信・室内会話の盗聴、スパイによる情報取得など捜査手段の拡大により国民社会が広く監視される社会になってしまうという国民の皆様のご懸念がありますが、共謀罪を作っても新たな捜査手段の導入はしません。監視は広

がりません。」と書いてあります。これは 10 年前の解説がそのまま HP に残っているのです。ところが、共謀罪が設けられるより前に、今年の 5 月、新たな捜査手段の導入が国会で通ってしまいました。それが盗聴法の大改悪、司法取引制度の新設です。

犯罪と刑罰の基本法が刑法ですが、具体的な事件について犯人は誰か、犯人ならどんな刑罰にするのか、その捜査と裁判の手続きについて決めている法律が刑事訴訟法です。刑事訴訟というのは刑事裁判のことです。その刑事訴訟法とそれに関連する法律が今年大きく変わりました。

盗聴法、正確には『犯罪捜査のための通信傍受に関する法律』は 1999 年、組対法や周辺事態法、国旗国歌法、住基ネットの法改正と同じ年にできました。このときは、危険な暴力団の活動を取り締まらないといけない、そのために盗聴が必要だ、対象は暴力団だということで、盗聴捜査が認められる犯罪は薬物関連・銃器関連・組織的な殺人・集団密航だけでした。一般市民には関係ないでしょうと言って盗聴法を作ったのです。これまで盗聴件数は例えば最近では、2014 年は 10 件の事件で 26 の捜査令状、2015 年は 10 件の事件で 40 の令状が出されています。

これが、今年の国会で改正され、12 月 1 日からまず盗聴できる犯罪が拡大されます。爆発物取締・放火・殺人・傷害・詐欺・窃盗・逮捕監禁・誘拐．児童ポルノも盗聴が認められる犯罪に加わります。窃盗といえば、中高校生の万引きなども入ります。詐欺と言えば、電車の“キセル”も詐欺です。最新の犯罪白書では 2015 年の窃盗と詐欺の認知件数は 93 万件もあるのです。これは警察が認知した犯罪の件数です。盗聴捜査が必要になるのは 2 人以上で犯罪をする場合ですから、93 万件全部が盗聴対象になるわけではありませんが、これまでの年間 10 件が 2 桁も 3 桁も、それ以上に盗聴が可能になるのは間違いありません。

さらに、今から 3 年後の 6 月までに盗聴の簡便化が実施されます。今までは警察が NTT などの通信事業者のところに行って、そこの職員の立ち合いの下で、盗聴令状に書いてある電話回線に電話がかかってきたら、あるいはそこから電話がかけられたら、少し内容を聞いて関係ないと思えば盗聴をいったん中止しなければなりませんでした。これをスポット盗聴と言います。ところが、これからはこの 3 年の間に機械を作って、かかってきた電話・ファックスなどを丸ごと事業者が記録して暗号化して警察に送るようにします。警察は自分の施設内で立会なしで盗聴します。これまでは、事件に関係のないことまで警察が盗聴するのは問題があるから、そういうことのないように、職員の立会の下でスポット盗聴をします、ということだったのです。ところが、これまでのやり方は警察も通信事業者もめんどくさい。そのめんどくさいことが、権限乱用へのチェックになっていたのですが、これを止めるのです。

ちなみに、メールですが、メールはヤフーやグーグルのサーバーにメールが残りますが、それを警察が見るのは盗聴ではありません。例えばヤフーは警察からの文書一本で、令状がなくても、特定のメールアドレスが受信したメール、送信したメールを全部提出しています。これは盗聴ではないということになっています。メールをやりとりするということはそう

いうものだと考えておかなければなりません。

小田中聰樹さんという学者が、「ほとんど全ての犯罪について、警察は盗聴権限を与えられたのであり、その結果として、犯罪者のみならずジャーナリスト・報道関係者・学者・NPO法人関係者・市民団体運動家・労働組合関係者そして一般市民も盗聴される危険にさらされている」、といっています。自分が悪いことをしているかどうかではないのです。自分がかけている電話、かかってくる電話、自分と同じ電話を使っている人間に嫌疑がかけられていれば盗聴される可能性があるわけです。

２　新設された司法取引はどんな内容か

司法取引という制度が新しくできて、2018 年 6 月までに始まることになっています。これによって刑事裁判が大きく変わります。

司法取引というのは、検察官が必要な時に，被疑者・被告人と協議して、他人の犯罪事実を明らかにするための供述等の協力をすることと引換えに、不起訴や特定の求刑等をする旨の合意を、取引側の弁護人も関与して行う、というものです。ものすごくおおざっぱに言うと「他人をチクれば勘弁してやろう」というものです。今までも見えないところではあったとは思うのですが、これを正式に法律で制度として認めたのです。米国では死刑冤罪事件の４５・９％の冤罪原因が誤った情報提供者の証言だったという研究があります。米国の情報提供者は自分の罪が軽くなるという利益以外、金銭的利益を与えられる場合もあるので職業的な密告者までいるそうです。日本では金銭的利益にはなりませんが、自分の罪は軽くしてもらえるというものです。対象は強制執行妨害・文書偽造・詐欺・恐喝・横領、爆取、薬物銃器等の犯罪についてです。渕野貴生立命館大学教授によれば「刑事司法改革で導入される新捜査手法と共謀罪がセットになれば、誰に対しても、犯罪がでっち上げられかねない」のです。例えば、警察に詐欺の共謀をしているらしいという匿名の通報があり、盗聴令状が出る。「X の店にいいブランド品が揃っている」という A と B の電話での会話を警察が盗聴して、その会話が詐欺の共謀だとして A・B を逮捕する。気の弱い B に司法取引を示して A と B で詐欺の共謀をしましたという調書を取る。A が無実を主張しても裁判所で B の調書を崩すのは難しい。A は有罪になってしまう。渕野さんはそんな例を挙げています。

詐欺というと労働運動や市民運動には関係ないと思われるかもしれませんが、そうではありません。今年あった事件ですが、「組合割引悪用で活動家逮捕」と新聞報道された事件がありました。新聞報道はこうです。「労働組合の活動に適用される公共施設利用料の割引制度を悪用したとして、大阪府警警備部は１９日、共産主義者同盟（統一委員会）の活動家、＊＊＊＊容疑者（６２）＝京都府宇治市＝ら３人を詐欺容疑で逮捕した。３人とも黙秘している。逮捕容疑は今年２月１２日と２２日、大阪市内の公共の会議室で集会を開いた際、労働組合の主催なら半額で利用できる割引制度を悪用。実在する組合の名前を名乗って申し込み、６４８０円の支払いを免れたとしている。府警によると、３人はこの組合とは無関係という。」彼らは米軍経ケ岬通信所（京都府京丹後市）に配備されている高性能早期警戒レーダー「Xバンドレーダー」に反対する X バンド近畿連絡会に加わって運動をしていたの

ですが、その会議が大阪府立労働センター通称エル・おおさかでありました。エル・おおさかは、労働組合の健全な発展や労働者の教養の向上、福祉の増進のための集会や催物等の場の提供という目的にかなう活動なら利用料金がそうではない場合の、半額になる規定です。で、逮捕された人たちは会議室利用を申し込むときに、その申込書に、Xバンド近畿連絡会の会議に使うと明記して、Xバンド近畿連絡会に加入する組合の名前で申し込んだのです。申込書に嘘はありませんでした。ところが、これは労働組合とは関係ない、詐欺だとして逮捕されたのです。あまりに無理がありすぎたので裁判所は勾留の延長を認めませんでした。これも司法取引ができれば、やりようによっては盗聴で誰か弱い人を見つけて「やっぱり詐欺でした」と自白させて、司法取引して立件するというようなことが可能になるかもしれません。

第３　秘密保護法とはどのような法律か

１　「秘密」とは何か

秘密保護法では、秘密をどうやって決めるかというと「行政機関の長が特定秘密を指定する。」ことになっています。総理大臣・総務省・防衛省・外務省・財務省などの大臣、海上保安庁・金融庁・宮内庁・公安調査庁の長官・内閣法制局長官・国家安全保障会議・原子力規制委員会・原子力防災会議・国家公安委員会などなどの行政機関の長が何を秘密にするかを決めます。

秘密として指定できる対象は

①防衛、外交、特定有害活動の防止、テロリズムの防止に関する情報であって、

③公になっておらず

④漏えいが国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため特に秘匿することが必要であるもの

となっています。

いったん指定すれば、政令（＝内閣制定の命令）で重要と定める情報は永久に秘密にできます。指定から６０年で秘密は全部解除されるとしていますが、一部の例外的情報は除くとなっているからです。他方「秘密の保全上真にやむを得ない場合」の措置として、政令等で保存期間前に廃棄することを定めることは否定されないと政府は言っています。つまり、政府が決めたら永久に秘密で、しかも秘密のままシュレッダーにかけることもできるのです。

２　秘密を知ることができるのは誰か

いったん秘密に指定されてしまうと、誰がその秘密を知ることが出来るのでしょうか。

秘密保護法では

・行政機関の長は、必要があれば他の行政機関、外国の政府または国際機関、適合事業者にその秘密を提供できる。

・警察庁長官は，必要があれば都道府県警察にその秘密を提供できる。

・行政機関の長が安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたときには国会に提

供できる。
となっています。
　つまり、役所同士の間では必要があると思えばそれぞれに教えあっても構わないのですが、国会には役所が「安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき」にしか教えないということになります。

３　秘密に触れる者はどのように取り扱われるか

　また、秘密に触れることができるのは政府が「適正」と評価した人だけです。特定秘密の取扱いが見込まれる人は、特定有害活動やテロリズムとの関係に関する事項（家族・同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所を含む。これに限るものではない）、精神障害や飲酒の節度、借金状況など 7 項目の調査を受けないといけないのです。
　国会に出された報告では 2015 年中の適正評価は、公務員９万 6714 人・民間で 2000 人に実施し、1 人が適正外と判断されました。その人は秘密に関係する仕事から外されるのでしょう。拒否した対象者が 38 人いました。適性評価に同意しなかった人の内訳は、内閣官房７人、外務省１人、防衛省 28 人となっています。評価の途中で同意を取り下げた職員が防衛省と防衛装備庁にそれぞれ１人いました。

４　秘密の指定は誰がどのようにチェックするのか

　政府が秘密を指定した後で、誰がそれをチェックできるのでしょうか。
　まず、国会はチェックできるでしょうか。国会の情報監視審査会がチェックすることになっていますが、審査会の構成は、衆院が自民５人・民進２人・公明１人、参院が自民４人・民進２人・公明１人・共産１人になっています。審査の際は、携帯電話の電波を遮断する専用の部屋の中でしか書類の閲覧を許されず、メモも持ち出せないそうです。この審査会の構成で、この審査の状態でどんなチェックが可能でしょうか。
　裁判所がチェックできるかどうかですが、秘密取得行為罪の裁判は、秘密そのものが明らかにならないように裁判を進めると言われています。秘密として指定されたものが秘密にふさわしいかどうか、その秘密の内容は見ないで、役所が指定基準に基づいて指定したかどうかだけを、これを外形立証と言いますが、チェックするのです。秘密は秘密のままで、ちゃんときめたかどうかだけをチェックするというのです。中身を明らかにすると秘密にしていた意味がなくなるからというのですが、これでは裁判所のチェックも働かないでしょう。

５　どのような行為が処罰されるか

　秘密保護法ができて、今ではどんな行為が犯罪となるかですが、
①　取扱業務従事者がその業務により知得した特定秘密を漏らしたとき
②　外国・自己の不正の利益を図り、又は国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害す

べき用途に供する目的により、特定秘密を取得した者
が犯罪となります。こういう行為をすると 10 年以下の懲役などになります。①の漏えい罪については過失犯も処罰されます。①の漏えい罪、②の取得罪いずれも、共謀・教唆・煽動も処罰されます。ただし、共謀しても自首すれば刑は減軽になるか、免除されます。

具体的にどんな行為が処罰されるかですが、取扱業務者以外について見ておきます。

目的ですが、政府が安全保障を理由に隠していることをみんなに知らせようとして秘密を調べれば、それは常に国の安全を害する目的と言われるでしょう。オスプレイの飛行ルートや原発の安全などでも、政府が隠していることを知ろうとする行為は全部アウトなのです。行為ですが、特定秘密保有者（行政機関・都道府県警察・契約業者）の意に反した取得のすべてが犯罪行為になるでしょう。秘密取得行為の共謀、煽動も犯罪です。

(3)　知ろうとすると犯罪になる「秘密」はどのようなものか

秘密として政府が指定する対象を具体的に想定すると

・防衛に関する事項として、国家安全保障会議(日本版ＮＳＣ）での議論はすべてこれに当たるとされるでしょう。そこでは国の安全保障に関する議論しかしていないわけですから。現に、例えば２０１５ 年の「国家安全保障会議の議論の結論に関する情報」が秘密に指定されており、その「結論」は明らかになっていません。

・外交に関する事項ですが、外交交渉であって安全保障に関して重要でないものなどないのではないでしょうか。日本版 NSC を作ったとき、国家安全保障会議は何を対象にするのか、安全保障とは何か、と国会で質問されて、政府は在日米軍再編、対中関係、北朝鮮の核･ミサイル問題、領土をめぐる諸課題、さらにはテロ対策，自然災害、ＴＰＰも対象だと答えています。

・特定有害活動（「外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある」活動）の防止に関する事項については、戦争、戦争には集団安保も含みますが、それが差し迫った状況での反戦・平和活動は、すべて敵国の利益を図る目的があり、我が国の安全を害するおそれがあるとされるのではないでしょうか。そうなると、反戦平和運動はすべて特定有害活動ということになってしまいます。

・テロリズム（「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動」）の防止に関する事項については、核物質や原発警備情報もテロとの関係であぶない。隠さなければならないということになると思います。これは今までも隠されてきましたが、それを調べようとして共謀すれば犯罪になるのです。ちなみに、「テロ」という言葉が法律で定義されたのはこれが初めてです。

2016 年 4 月の報告では、15 年末時点の特定秘密の指定件数は 11 機関 443 件、昨年 1 年間で 61 件が新たに指定されました。文書数では 272,020 件で、82,827 件増。1 件あたりで文書の数が多いのは衛星写真だそうです。

６　秘密保護法はなんのための法律か

南スーダン駆け付け警護が今問題になっています。それを決めた稲田朋美防衛大臣の現地報告ですが、国会には真っ黒けの文書しか明らかにされませんでした。いろんなことを秘密にしておかないと戦争はできません。だから秘密保護法を作ったのです。政府は国会や裁判所のチェックされずに、政治をどう進めるか決める上での大事な情報を、自分たちだけで集めて自分たちだけの秘密にして、その情報に触れる人は監視し、その情報を知ろうとする人を許さない、そういう法律が秘密保護法です。

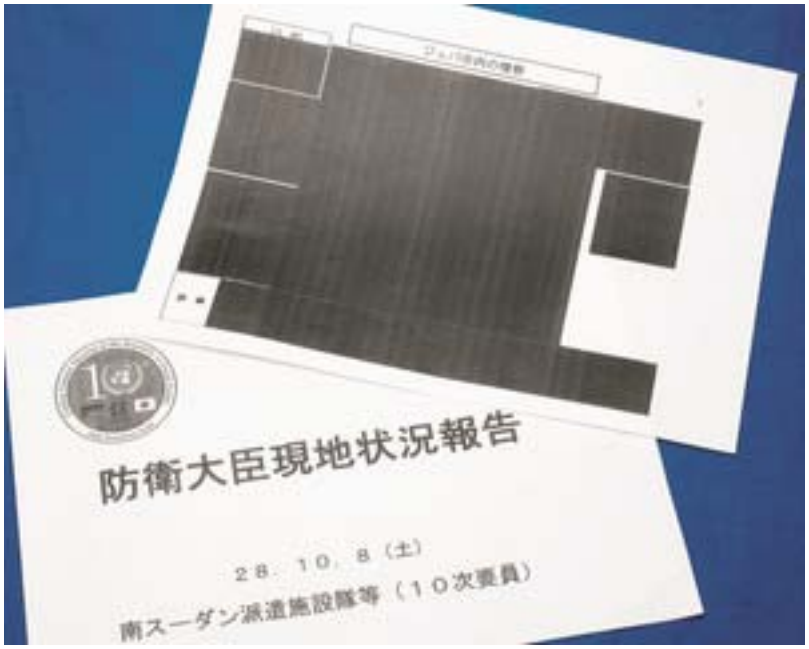

第４　共謀罪＋盗聴法＋秘密保護法は社会をどう変えるだろうか

(1) 共謀罪＋盗聴法＋秘密保護法はどんな時代に登場したか

2013 年に、日本版 NSC と秘密保護法ができ、2014 年に武器輸出が解禁され、2015 年に戦争法ができました。2016 年 7 月 10 日の選挙の結果、衆参両院で改憲派が 2/3 を越えました。11 月 15 日には南スーダン派兵部隊に駆け付け警護の新任務です。こういう一連の流れの中で、共謀罪も出てきているのです。

(2)　共謀罪は「現代の治安維持法」か？

共謀罪は、テロ対策とは無関係の社会にありふれた行為をとても広い範囲で処罰の対象とします。便所の落書きの相談、高校生の万引きの相談を犯罪だとして共謀罪で処罰しないといけないのでしょうか。キセルの相談を処罰することがテロ対策なのでしょうか。そうではないと思います。

他方で、共謀罪は労働組合、市民運動を弾圧するために便利な法律です。そのため、共謀罪は現代の治安維持法と呼ぶ人もいます。

治安維持法というのは、1925 年、日本共産党を中心とする革命運動の鎮圧を目的とするとして制定された法律です。1941 年に太平洋戦争が始まると、国体変革（天皇制）・私有財産制の否認（社会主義・共産主義）の目的で結社の組織・集団の結成、目的の遂行の為にする行為までが処罰されるようになりました。最高刑は死刑です。植民地では治安維持法違反で死刑になった人がたくさんいるのですが、国内では治安維持法だけで死刑になった人はい

ないといわれます。小林多喜二は治安維持法で虐殺されました。死刑にする必要はなかったのです。殺してしまうのだから。

1943 年までの治安維持法による検挙者は 6 万人です。作家の小林多喜二・大本教の出口王仁三郎・創価学会の戸田城聖・哲学者の三木清、女優の澤村貞子も治安維持法で逮捕されています。労働組合の活動、宗教団体、文化運動、さらには治安維持法被告のための弁護活動までが治安維持法違反とされて、治安維持法が反戦運動・労働運動を始めすべての社会運動を急速に衰退させたと言われています。

けれど、治安維持法は「危険な思想」の処罰ですが、共謀罪が処罰するのは「思想」ですらありません。「危険な相談」を処罰する、「自由な議論」が危険だといって処罰するのです。共謀罪を作ろうという人は、「自由な議論」や「相談」が自分たちには危険だ思っているのです。人が集まって、自由にいろんなことを話することを危ないと思っているのです。

(3)　社会のあり方・人と人との関係を根本から変えしまわないか

今の刑法の体系は、何か悪いことをしたら処罰するというものですが、共謀罪の世界は、悪いことを相談したら、目配せしたら、そこに同席したら、それだけで、最初に警察に駆け込んで自首しないかぎりアウトの世界です。盗聴を含め監視の目がひかっていて、けれど何が悪いことか、何を共謀することが悪いのか、何が犯罪なのかもよくわからない。そうなると、社会の在り方そのものが変わってしまうのではないか。

石破茂がブログに「（秘密保護法反対運動の）単なる絶叫戦術はテロ行為とその本質においてあまり変わらない」と書き込んで問題になりました。共謀罪で逮捕されたくなければ、テロリストと言われたくなければ、政府や大企業の批判を口に出さないようにしよう、ということになりそうです。テロリストと目配せするだけで、「テロ対策の共謀罪」に触れるかもしれない、政府や大企業の批判をする人には近づかないでおこうということになるかもしれません。

もっと進むと、身近にテロリストやテロリストを擁護したり、「対テロ戦争」に反対する人間がいないか、注意して監視して、そんな人間がいたら、進んで通報しないと自分も危ない。テロリスト扱いされないためには、自分から進んで相互監視と排除のシステムに参加しなければならないかもしれません。

今、日本の社会は切れ目のない戦争準備へと向かっているわけですが、これは戦争と平和に切れ目がない、戦場とそれ以外の場所の切れ目がない、戦争と治安管理、軍隊と警察とに切れ目がなくなるということです。そういう社会、そういう時代に共謀罪＋盗聴法＋秘密保護法を放り込めば、人々の政治的自由や団結を抑圧することによってだけではなく、あるいはそれ以上に、人と人との関係そのものに働きかけることで、社会のありかたを変え、そして社会をさらに大きく戦争へと進めてしまうのではないか。

自分は悪いことをしないから大丈夫、共謀罪で騒ぐのは左翼だけという人もいますが、今や、この国の政府は自分たちが何をしようとしているかを自分たち以外には知らせないわけです。好き放題するために何も知らせない。批判するものは逮捕する。そんな社会が大丈

夫な社会なのでしょうか。是非皆さんの力で阻止していただきたいと思います。

質問：共謀罪は元にある罪がないと成立しないのではないですか？

永嶋：共謀罪は共謀があるだけで、元になる罪が実行されなくても成立します。ロス疑惑の三浦さんは殺人が無罪になった後で、殺人共謀罪で逮捕されています。殺人罪と殺人共謀罪は別の犯罪なのです。殺人しなくても、「あいつを殺そうぜ」「うん」といったらその時点で共謀罪は成立してしまいます。そして、殺人はピストルを撃つとかしますから殺人行為とわかりますが、共謀罪ではそもそも行為がないわけですから、「あいつやってまわなあかんな」「そやな」というのは、「殺人」の共謀なのか、「傷害」の共謀なのかもはっきりしません。警察が決めるのではないのでしょうか。相談だけが犯罪になるからです。だから恐ろしいのです。空中に犯罪を作るような世界です。誰かが何かしゃべらないと犯罪が作れないが、誰かが「こういう共謀をしました」と言えば、それで犯罪があったことになってしまう。共謀という犯罪の証拠を作るために、盗聴だったり司法取引だったり、いろんなものがセットになって恐ろしいシステムになると思います。

質問：今臨時国会では提出しないということですが、２／３の国会でどのように阻止できるのでしょうか？

永嶋：3 回国会に提出されて廃案になっていますが、そのうち 1 回は小泉政権の郵政選挙の後で２／３を与党が占めていました。参議院は多数派でしたから通そうと思えば通せたと思いますがそうはなりませんでした。国会議員の数だけで決まるものではないと思っています。昨年の戦争法案、今年の TPP でも与党が苦労していますが、一生懸命運動を作っていけば道があるのではないでしょうか。小泉政権の時は、ねばりにねばって民主党が修正案を出し、最後は与党が民主党の修正案でも構わないと言い出して、そのときは反対運動の中にも本当にこれで終わりかという雰囲気が広がったのです。鳩山氏はそれで行こうといったのですが、小沢氏が何の得になるんだといって応じない、自民は細田氏が今は民主党の言うとおりにして、後で修正すればよいとぽろっと漏らした、それで衆議院の法務委員会が止まってしまった。そういうこともあって、結局最後は廃案になりました。しんどいことはしんどいですが、がんばってがんばるしかない。

　あと、もし、共謀罪が成立したときには、その後の改憲に対する反対運動つぶしにも大きな影響があると思います。改憲を許さないという立場からも共謀罪に対する反対はとても大事だと思います。

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★《講師紹介》★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

永嶋　靖久
（ながしま　やすひさ）

弁護士　１９５５年生まれ。
１９８４年 弁護士登録（大阪弁護士会）。
１９８９年 枚方法律事務所開設　大阪労働者弁護団所属。

★★★

★★★★★★★★★★★ちょっといって講座実行委員会★★★★★★★★★★★★★★★★★★
福井市大和田２丁目517 福井県地方自治研究センター内
TEL（0776）57-5800　http://www.mitene.or.jp/~ryuzo　Email ryuzo@mitene.or.jp
★★★